

# 今からでも間に合う 消費税『インボイス制度』 早わかりセミナー



消費税の「インボイス制度」令和5年10月から導入されます。それに伴い「インボイス制度」の登録が令和3年10月から始まっております。

事業者の皆様におかれましては、様々なインボイスセミナーに参加する等、知識の習得や事前準備に取り掛かっていることと存じます。一方、「登録するか決めかねている」、「免税事業者だから関係ない」、「業種的に関係ない」等、思われている方も多く散見されます。

今回、本セミナーでは、インボイス制度の概要、自社に及ぼす影響、準備等について、分かりやすく説明いたします。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

**日時** 令和4年 **10** 月 **12** 日(水) **午前の部 / 10:00 ~ 12:00**  
**午後の部 / 14:00 ~ 16:00**

**定員** 各 30 名  
(中小・小規模事業者問わず)

**場所** 新ロイヤルホテル四万十 2 階  
(四万十市中村小姓町 26 / 0880-35-1000)

**講師** 中嶋 司(なかじま つかさ) 税理士  
(一般社団法人ビジネスサポートこうち 代表理事)

**締切** 令和4年10月7日(金)までに、下記の参加申込書をFAXにてご返信、もしくはお電話(0880-34-6896)にてお申込みください。

**セミナーの内容(予定)**

- 消費税「インボイス制度」とは
- 事業への影響
- 免税事業者の登録について
- 開始までにすべきこと
- 登録申請 etc

※検温、マスク着用、手指消毒等にご協力をお願いします。また「新型コロナウイルス感染症」拡大等の影響で中止する場合がありますので連絡先電話番号をご記入ください。

共催 / 中村税務署、(公社)幡多法人会、中村税務署管内納税貯蓄組合連合会、幡多地区青色申告会連合会  
幡多間税会、一般社団法人ビジネスサポートこうち、幡多信用金庫、(株)高知銀行  
主催 / 中村商工会議所 (四万十市中村小姓町 46 TEL:0880-34-4333、FAX:0880-34-1451)

## 参加申込書

消費税「インボイス制度」セミナー  
申込先：(公社) 幡多法人会 (FAX 0880-34-6897)

締切：10月7日

所在地		電話	
事業所名		業種	
受講者名	1	2	時間帯 午前・午後 ※午前と午後は同じ内容です